

A photograph of the Council of Europe building in Strasbourg, France. The building is a large, modern structure with a white facade and a series of vertical brown pillars. In front of the building, there is a large lawn with many flags on tall poles. A blue sign in the foreground reads "Council of Europe Conseil de l'Europe". The sky is blue with some clouds.

欧州評議会 AIに関する委員会 (CAI)

AI条約交渉の概要

在ストラスブール総領事館
領事 岩城 光





項目

1 欧州評議会

- (1) 概要
- (2) 他機関との比較
- (3) 仕組み
- (4) 日本との関係
- (5) AIに関する取組

2 AIに関するアドホック委員会（CAHAI）

- (1) 成果文書概要
- (2) 基本原則

3 AIに関する委員会（CAI）の条約交渉

- (1) 概要
- (2) ゼロドラフト概要
- (3) 今後の課題・見通し
- (4) 今後のタイムライン

1 欧州評議会（CoE）（1）概要

<https://www.coe.int/en/web/portal>



- 1949年設立（フランス・ストラスブール）
- 加盟国：46か国（EU27カ国、英、トルコ、ウクライナ、西バルカン、南コーカサス等）
※ロシアは1996年に加盟も、2022年3月16日を以て除名。

+ オブザーバー5か国（日本、米国、カナダ、メキシコ、教皇庁）

- 目的：**人権、民主主義、法の支配の保護・推進**
- 主な活動内容

- **基本的人権の保護**

- 欧州人権裁判所を通して加盟国での欧州人権条約の履行を確保。
- その他条約履行状況モニタリング機関（拷問等防止条約委員会、欧州社会憲章委員会など）の運営。

- **民主化・人権分野での協力**

- 選挙監視ミッションの派遣、ベニス委員会を通じた憲法・選挙法等基本法の立法支援。

- **多国間条約の作成**

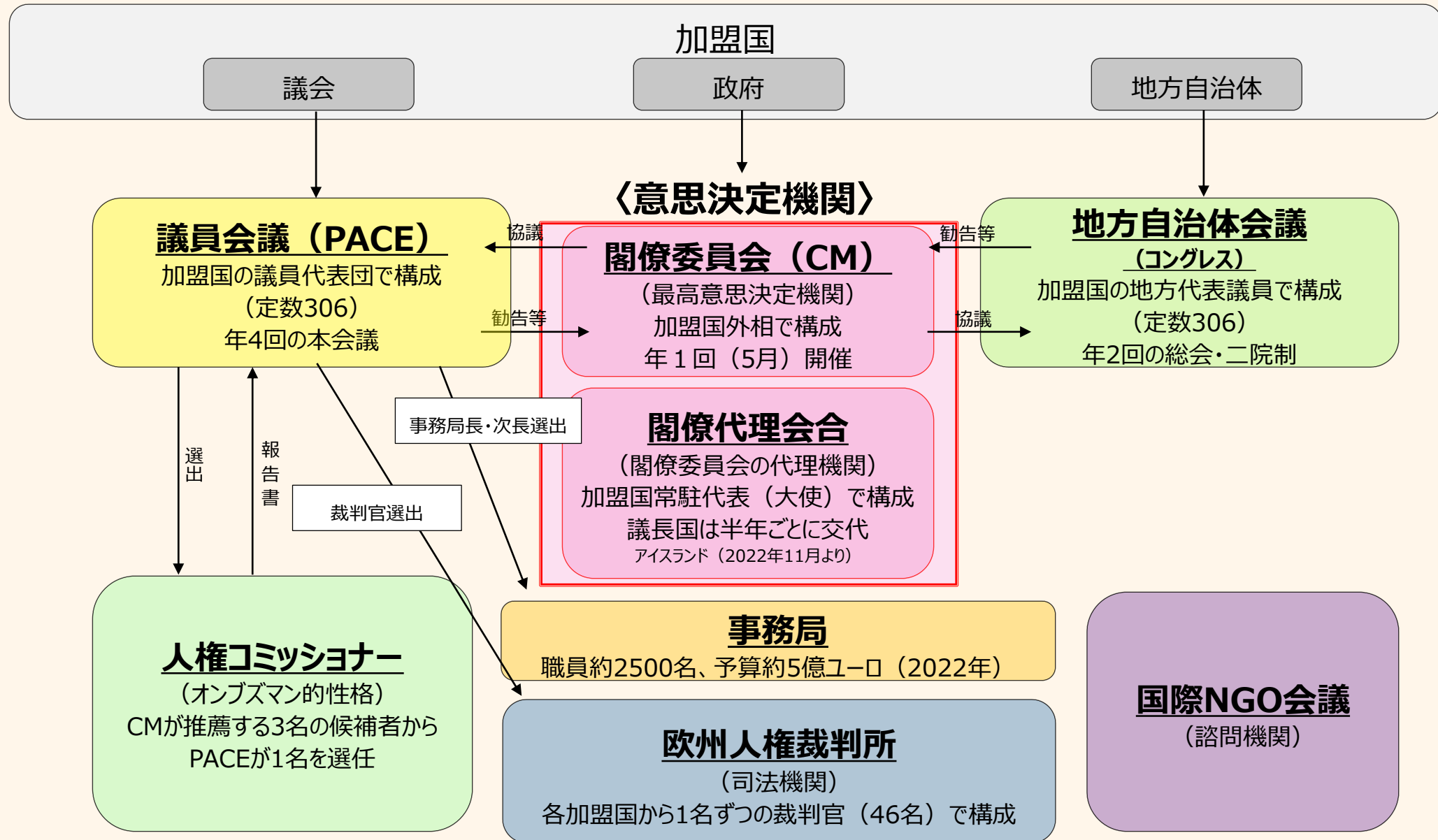
- これまでに200を超える多数国間条約を作成。既存の条約のない分野でのグローバル・スタンダードの構築。
- AI条約に関連する条約：欧州人権条約、サイバー犯罪条約、データ保護条約（Convention 108）など。



1 欧州評議会（2）他の国際機関との比較

	欧州評議会 (Council of Europe)	欧州連合 (European Union)	経済協力開発機構 (OECD)
設立	1949年5月3日	1993年11月1日	1961年9月30日
基本文書	ロンドン条約	マーストリヒト条約	OECDに関する条約
設立目的	人権・民主主義・法の支配	政治的・経済的統合	経済成長・貿易自由化・途上国支援
本部	フランス・ストラスブール	ベルギー・ブリュッセル	フランス・パリ
加盟国	46か国	27か国	38か国
日本の地位	オブザーバー	なし	加盟国
主な機関	閣僚委員会, 議員会議, 地方自治体会議, 欧州人権裁判所	欧州理事会, 欧州委員会, 欧州議会, 欧州司法裁判所	閣僚理事会、執行委員会、 各分野の専門家会合等、 IEA（国際エネルギー機関）
主な活動	国際人権規範の履行確保, 死刑廃止の推進, 政策策定, 立法支援, 選挙監視ミッション	域内国境の撤廃, 経済通貨統合, 共通外交・安全保障政策, 司法・内務協力	実証に基づく国際基準の確立、 経済実績改善、雇用創出、充実した 教育の促進、国際的脱税対策
AI政策	AI条約作成開始 ガイドライン、勧告等作成済	AI規則作成開始 AI倫理ガイドライン作成済	AI原則作成済 AI政策オブザーバトリー運営

1 欧州評議会（3）仕組み



1 欧州評議会（４）日本との関係

https://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/japan_coe_top_jp.html

- 在ストラスブール総領事 = 欧州評議会常駐オブザーバー（大使）
- 専門家の派遣による知的協力（条約起草参加等）
- 継続的な財政的協力（サイバー犯罪条約、対女性暴力防止イベント等）
- 加入条約
 - 受刑者移送条約（03年）
 - サイバー犯罪条約（12年）
 - 税務行政執行共助条約（OECDと共同起草）（13年）
 - 電子的証拠の開示強化等に関するサイバー犯罪条約第2追加議定書（未発効。我が国は22年に署名）
- その他の協力関係
 - AI関連プロジェクト支援（セミナー等イベント実施、広報動画等）（20年度～22年度）
 - 「21世紀における女性の人権」セミナー（欧州人権裁判所と共催）（19年度）
 - 「デジタル分野における人権」シンポジウム（欧州人権裁判所と共催）（21年度）



総領事による事務局長表敬（2022年11月16日）

1 欧州評議会（5）AIに関する取組



- 17年頃から各分野（司法、生物医学、教育、表現の自由、データ保護等）で法的拘束力のない加盟国への勧告、ガイドライン等を作成。
- 19年9月 **AIに関するアドホック委員会（CAHAI）を設置。**
 - ・実現可能性調査（20年）及び「AIについての法的枠組みにおける考え得る要素（要素文書）」（21年）を公表。
- 22年4月 CAHAIの成果を踏まえ**AIに関する委員会（CAI）を設置。**
 - ・ベルゲCoE事務次長：「欧州の枠を超えた協力のためのプラットフォームとなる枠組み条約が必要。」
 - ・第1回総会決議：分野横断的な法的拘束力を有する法的文書が必要。一般原則、イノベ促進、非加盟国の参加を重視。
- 22年5月 **閣僚委員会 AIに関する決議**（於トリノ）
 - ・CAI総会の決議を歓迎、閣僚代理会合に対し、既存の法的枠組を踏まえ、適切な法的文書の起草を指示。
- 22年6月 **閣僚代理会合 AIに関する決議**
 - ・CAIに対し、一般原則、イノベ促進、非加盟国の参加を重視し、既存の法的枠組を踏まえた条約の起草を指示。



2 CAHAIの成果（1）概要

要素文書＝新たな欧州評議会AI条約の起草作業に向けた基本方針

【全般的アプローチ（要素文書パラ4－8）】

- 枠組み条約：拘束力を有する分野横断的な法的文書を策定、各分野については追加の法的文書で対応
- リスクベースアプローチ（risk-based approach）（AI技術により生じうる人権、民主主義、法の支配に係るリスクを予防・低減し、有益なAI利用を促進）
- 国防関連事項は対象外、デュアルユースについては要検討
- 非加盟国の条約起草作業への参加を促進、既存／策定中の国際的法枠組との協調性を確保

- **定義**：少なくとも、AIシステム、ライフサイクル、AIプロバイダー、AI使用者、AI対象者、不法な被害につき定義（パラ13）
- **基本原則**：官民間わず、AIシステムの設計、開発、使用につき基本原則を設定
- **リスク・影響評価**
 - ・AIシステム使用例のリスクを「低」、「高」、「許容不可」に分類（パラ18-21）許容不可：集団的監視、ソーシャルスコアリング等
 - ・リスクの程度に基づく対応（risk-based approach）。「許容不可」の場合、安全性確認されるまで使用禁止等（同上）
 - ・リスク・影響評価を担当する機関を各締約国に設置（パラ43）
- **条約履行支援・モニタリング**
 - ・条約履行支援・監督のため締約国委員会を設置（パラ44）

2 CAHAIの成果（2）基本原則

- **AIライフサイクル（設計、開発、使用）における基本原則**（要素文書パラ23-34）

- **自由な研究・開発、イノベーション、多様な利害関係者への配慮**

設計、開発、研究は、安全・安心に適切に配慮した上で、自由に実施
規制サンドボックスの採用

多様な利害関係者の関与に向けた公的な議論促進

- **平等・非差別、データガバナンス**

不当なバイアスの防止やジェンダー平等、子どもを含む弱者の権利の保障

欧州評議会データ保護条約（Convention 108）に基づくプライバシー・生体情報等の保護

- **AIシステムに係る諸要件**

透明性、説明可能性、説明責任、監査可能性、堅牢性、安全性、サイバーセキュリティ、人間による監督、持続可能性

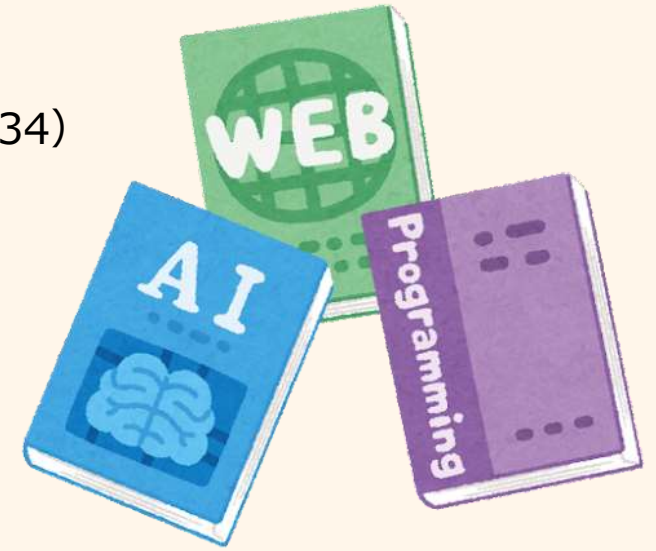
- **公共分野での使用に関する一般原則**

法執行機関、司法の運営、行政分野が重点。実効的救済へのアクセスや人間によるレビューに係る権利と義務を保障

- **権利保護措置**（要素文書パラ40-41）

実効的補償、意思決定をするAIシステムの情報提供、AIに代わる人間の対応を選択する権利等の保障

内部告発者の保護



3 CAI（1）概要

名称	● AIに関する委員会（CAI：Committee on Artificial Intelligence）
付託事項	● 2023年11月をめぐり、人権、民主主義、法の支配に関する欧州評議会の基準に依拠し、 <u>一般原則、イノベーション促進、非加盟国の参加を重視し、既存の法的枠組を踏まえた（枠組）条約</u> の起草。
構成	● 欧州評議会46か国（投票権あり） ● その他の参加国及び機関（投票権なし） ● 欧州評議会オブザーバー 5 か国（日、米、加、メキシコ、教皇庁）＋イスラエル＋EU ● 欧州評議会内の関連委員会等代表 ● その他の国際機関代表：国連（特にユネスコ）、OECD、OSCE ● 民間企業：米IT大手（GAFAM, IBM, Intel）、欧州通信大手（BT, Orange, Deutsche Telekom）等 ● その他、関連国際組織（GPAI等）、標準化機関（IEEE）、市民団体、研究機関 ● 日本からは、<u>飯田陽一総務省情報通信政策総合研究官</u>が委員として参加
執行部	● 議長：Mr Thomas SCHNEIDER（スイス環境交通エネルギー通信省コミュニケーション局副局長、大使） ● 副議長：Mr Gregor STROJIN（スロベニア最高裁長官付上級アドバイザー） ○ エストニア（司法省公法課参事官） ○ イタリア（通信インフラ公社） ○ トルコ（大統領府DX室法務課長） ○ ベルギー（ルーベン大学法学部教授（メディア・デジタル法）） ○ イギリス（デジタル・文化・メディア・スポーツ省デジタル技術政策部長） ○ フィンランド（外務省国際法局人権裁・人権条約課参事官） ○ スペイン（マドリード大学法学部教授（憲法））

欧州評議会と他の国際機関との加盟国相関図

欧州評議会46か国

AI条約交渉52か国

OECD38か国

EU27か国

ベルギー

チェコ

デンマーク

エストニア

フィンランド

フランス

リトアニア

ルーマニア

マルタ

ドイツ

ギリシャ

ハンガリー

アイルランド

イタリア

ルクセンブルク

オランダ

ラトビア

クロアチア

キプロス

ポーランド

ポルトガル

スロバキア

スロベニア

スペイン

スウェーデン

オーストリア

ブルガリア

ボスニア＝

ヘルツェゴビナ

アルメニア

モンテネグロ

アルバニア

モルドバ

アゼルバイジャン

英国

スイス

ノルウェー

アイスランド

トルコ

モナコ

サンマリノ

リヒテンシュタイン

アンドラ

欧州評議会 オブザーバー

日本

米国

カナダ

メキシコ

教皇庁

CAI参加

イスラエル

オーストラリア

韓国

ニュージーランド

チリ

コロンビア

コスタリカ

3 CAI (2) ゼロドラフト①

- ゼロドラフトの位置づけ

- 事務局及び議長が、CAHAI成果文書及び各国の意見に基づき作成。
- 交渉のたたき台であり、交渉の結果を反映したものではない。
- CAHAI成果文書の提言よりも規制の粒度を下げ、守備範囲も縮小。
- 2月に一般公開。

- ゼロドラフトの基本的立場

- 枠組条約：基本原則又は達成目標を定めたプログラム型の規定→締約国に目標達成手段の裁量。
- AIに関する新たな権利を設定するものではなく、既存の人権をAIに関しても保護することが目的。
- 多くの規定は、既存の法令で保護された権利をAIに関しても確保することを要請するもの
→新規の制度、立法の要求は少。
- 公的分野におけるAI使用に特に重点。
- リスクベースアプローチを採用。

3 CAI (2) ゼロドラフト②

- **目的**：AIの設計、開発、使用における人権、民主主義、法の支配の尊重。(1条)
- **定義**：AIシステム、ライフサイクル、AIプロバイダー、AI使用者、AI対象者。(2条)
 - AIシステム：統計学又は他の数学的手法に由来する計算方法を用いて、人間の知能に通常関連するか又は人間の知能を必要とする機能を遂行し、かつ当該機能の遂行において人間の意思決定者の判断を補助又は代替するアルゴリズムシステム又はその組合せ。
- **適用範囲**：人権、民主主義、法の支配に関連する問題を含む使用がなされるAIの設計、開発、使用。(4条)
 - 全てのAIの設計、開発、使用を対象とするものではない。
 - 国防 (national defense) に関する事項は対象外。
- **公的機関でのAI使用**：意思決定に実質的に影響を与えるAI使用につき、国内法、国際法で保護された権利の保護、民主主義、法の支配との両立。(5条)
 - 公的機関の不適切なAI使用から生じ得る人権及び基本的自由の侵害を防止、最小化する措置をとる義務。(6条)
- **公共性の高い部門（健康・住宅等）でのAI使用**：国内法、国際法で保護された権利の保護。(8条)
 - AI使用により生じうる悪影響を防止、緩和するための実効的な指針を関連分野のアクターに提供する義務。

3 CAI (2) ゼロドラフト③

- **基本原則**：弱者保護・平等、プライバシー・データ保護、法的救済、透明性、監査可能性、イノベーション促進、社会での議論。(12-18条)
- **手続的権利**：損害の救済のため、AI使用を記録し、これに異議を唱えるのに十分な情報をAI対象者に伝達する制度を設ける義務。(19条)
 - 人権に影響ある決定につき人間のレビューを受ける権利、AIとコミュニケーションしていることを知る権利。(20条)
- **リスク・影響評価**：AIプロバイダ・AI使用者に対し、リスク・影響の特定、評価、防止を実施するための実効的指針を提供する義務。(24条)
 - いかなる評価手法を採用するかは、所定の要素を含む限り各国に委ねられる。
 - リスク・影響評価実施は義務ではないが、リスクが発見された場合には、防止・緩和措置を実施する義務。(25条)
- **規制措置**：AIの特定の用途に関し、禁止又は一時停止措置の可能性を国内法で確保する義務。(24条3項)
- **締約国会議**：本条約の実効的運用に関する意見交換や改正に向けた提案を実施。(27条)
- **規制枠組**：リスク・影響評価の履行を監督する独立の当局を設置／指定。(29条)

3 CAI (3) 今後の課題・見通し

- **デュアルユース**：どの範囲が対象となる？
- **定義**：急速な技術発展に対応し、かつ規制対象を明確に規定できる適切な定義は可能か？
- **規制範囲**：研究、イノベーションや有益なAI使用を阻害しない規制範囲は？
- **他の国際的枠組み**：EUのAI規則、OECDのAI原則、ユネスコのAI倫理勧告との調和？
- **短期間での交渉**：可能なのか？
 - 交渉促進のため、会期を総会部分（NGO参加可）と起草グループ会合部分（NGO参加不可）に分割。
 - 起草グループ会合での議論の結果を次の会期の総会に顕出し、NGO含めた全員で議論、決定。
- **他国の動向、本条約の位置づけ**
 - EU、英、他のオブザーバー国（米、加、イスラエル）の動向？交渉未参加の他の域外国の動向？
 - EUの27加盟国（CoEの46加盟国の過半数）の交渉権は欧州委員会に集約 = EUの意向が全体を左右。
 - 責任ある人間中心のAIを掲げるグローバルな民主主義陣営全体の条約になり得るか？

3 CAI (4) タイムライン

- 22年4月 第1回総会（委員会の組織、基本原則確認）
 - 22年6月 閣僚委員会により詳細な権限付与
 - 22年9月 第2回総会（初期ゼロドラフトに関する意見交換）
 - 22年11月 欧州委員会（EU）の交渉権限確定（本格的な交渉準備の完了）
 - 23年1月 第3回総会（第8章（最終条項））
 - 23年2月 第4回総会（前文、第7章（監督当局等））
 - 23年4月 第5回総会（第1章、第3章、第4章）
 - 23年6月 第6回総会（第2章、第5章、第6章）
 - 23年9月 第7回総会：起草交渉最終回
- 交渉の核心部分
- 23年11月 閣僚委員会で採択？

